

都企計第72号  
平成25年6月7日

京都市土地利用調整審査会会長 様

京都市長 門川 大作



## 諮 問 書

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例第16条の規定に基づき、次の事項について貴審査会の御意見を賜りたく諮問します。

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例及び同条例施行規則の見直しについて

## 諮問理由

平成12年に制定した京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例は、開発事業者に対し、本市が策定したまちづくりの方針への適合や、地域社会の一員として市民と共に課題を解決することを求めるだけでなく、市民に対しても、まちづくりの課題に関心を持ち、その解決に向けて主体的に行動するよう求めているところです。

このことから、一定規模の開発について、開発計画の設計に着手する前の構想段階において、周辺住民に対する説明会の開催を開発事業者が義務付けるなど、良好なまちづくりを推進するため、市民の意見を反映させる手続等を定めております。

この条例を制定したときには、まちづくりに関する方針の一つである商業集積ガイドプランに適合しない開発構想に対し、貴審査会からの答申に基づく指導により、開発計画の変更につながるなど成果を挙げております。

しかしながら、まちづくりの方針に適合している開発構想においては、市民と共に課題の解決に努めようとしない開発事業者が、結果として課題が解決されない土地利用を行ってしまえるなど、条例等の課題も明確になっております。

市民の意見が反映された土地利用は、「京都に住んでよかった」と市民が満足できる、安全で安心なまちづくりにつながることから、本市が取り得る独自の施策の充実を図る必要があります。

つきましては、この条例に掲げた目的を達成するため、この条例及び条例施行規則の見直しについて、御審議いただきたく諮問するものです。